

介護老人福祉施設サービス
約 款 (重要事項説明書)

令和 年 月 日

様

社会福祉法人 芙蓉福社会
ケアセンター 水都ホーム

社会福祉法人 芙蓉福祉会
ケアセンター 水都ホーム

約 款 (重要事項説明書)

令和6年11月1日現在

I ご利用対象者

- ・ 65歳以上の第1号被保険者で要介護状態と認定された方。
- ・ 40歳以上65歳未満の第2号被保険者で要介護状態であつて、その要因が特定疾病によるものであると認定された方。

II ご利用までの流れ

1. ご利用申込み

ご利用申込書に必要書類（診断書等）を添付して、事務所までご持参、又は郵送してください。

2. 入所・通所判定

当施設の入退所判定委員会の判定に基づいて、お申込みいただいた利用の判定を決定します。

3. ご利用通知

ご利用決定を文書或いはお電話にて通知させていただきます。
ご利用開始日、ご用意していただくもの等を記載してあります。
利用申込みをお受けできない場合は、電話にてご連絡します。

4. ご利用手続き、利用開始

ご利用手続きを行います。利用に関する希望・要望等がございましたらお申し付けください。

5. ご利用終了（解除）

ご利用者・連帯保証人のご都合、又は当施設の入所判定委員会の判定により、利用を終了することが妥当と判断された場合等は、ご相談の上決定します。

施設に関する事項

1 ご利用施設

施設の名称	ケアセンター水都ホーム
施設の所在地	大阪府大阪市此花区西九条1丁目1番2号
施設長名	施設長 浜 崎 美 和
電話番号・(FAX)	06-6467-2929 (FAX 06-6467-2922)

2 ご利用施設であわせて実施する事業

サービスの種類		大阪府知事の事業者指定		利用定数
		指 定 年 月 日	指 定 番 号	
施設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	大阪府2772800229号	50人
居宅	短期入所生活介護	平成12年4月1日	大阪府2772800229号	合わせて 10人
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日		
居宅介護支援事業		平成14年1月1日	平成14年1月1日	

3 施設運営の方針

施設運営の方針	1. 当施設は、利用者が身体上または精神上著しい障害があり、常時介護を必要となった場合においても、健康と機能回復をはかり、老後の文人的生活を保障するため、入所による生活介護の提供を行います。 2. 事業に当たっては、必要な介護老人福祉施設サービスの提供ができるよう努めるものとします。 3. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 4. 前2項のほか、老人福祉法第17条に規定する施設運営基準を遵守し、適正かつ円滑に実施するものとします。
---------	---

4 施設の概要

(1) 敷地および建物（老人福祉施設）

敷 地		2,314.06 m ²
建 物	構造	鉄筋コンクリート造5階建（耐火建築）
	延べ床面積	2,556.87 m ²
	利用定員	入所50名 短期入所・介護予防短期入所 10名

(2) 居室、その他主な設備

居室の種類	個室（15）室、2人部屋（1）室、3人部屋（1）室、4人部屋（10）室
設備の種類	食堂、機能訓練室、一般浴室、特別浴室、便所、医務室、ロビー

（注） 介護老人福祉施設入所の場合、居室は原則的に、4人部屋となります。

5 職員の勤務体制

職 種	職務内容	配置基準	施設配置	勤務体制
施 設 長	施設管理	1名	1名	常勤
生活相談員	相談業務及び利用者管理	1名	1名	常勤
介護職員	介護業務	18名 (常勤換算)	介護・看護 合わせて 20名(常勤換算)	交代勤務交代勤務 (早出・遅出・夜勤)
看護職員	看護業務	2名		常勤・非常勤
機能訓練指導員	機能訓練	1名	1名	常勤
介護支援専門員	施設サービス計画作成	1名	1名	常勤
医 師	健康管理及び療養上の指導	必要数	必要数	非常勤
管理栄養士	栄養管理	1名	1名	常勤

6 事故発生時の対応及び相談・苦情等受付窓口

- 事業者は利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 - 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。 - 事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに支払います。	
施設相談窓口	ケアセンター水都ホーム 事務所 電話 06-6467-2929 FAX 06-6467-2922 ご利用時間 毎日午前9時～午後6時 ご利用方法 電話、又は直接窓口にて承ります。
大阪府国民健康保険 団 体 連 合 会	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通りFNビル内 電話 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417
大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課	大阪府中央区船場中央3-1-7-331 (船場センタービル7号館3階) 電話 06-6208-6310 FAX 06-6201-6608
大阪市此花区 此花区保健福祉センター 保健福祉課 (介護保険)	大阪府此花区春日出北1-8-4 電話番号 06-6466-9859

7 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 燦恵会 しゅとう病院
所 在 地	大阪府大阪市福島区野田5-18-16
電 話 番 号	06-6461-1537
診 療 科	整形外科・外科・内科・歯科・リハビリテーション科 心療内科・泌尿器科・皮膚科・消化器科・呼吸器科・胃腸科・循環器科・放射線科
入 院 設 備	あり
救 急 指 定 の 有 無	あり
契 約 の 概 要	当施設と病院とは協力病院契約を締結しております。

8 協力歯科医院

医療機関の名称院長名	村上歯科医院 村上 信明 医師
所在地	大阪市東成区大今里 2 - 22 - 14
電話	06 - 6972 - 5260

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ケアセンター水都ホーム消防防災計画」にのっとり、対応を行います。			
近隣との協力関係 平常時の訓練等	大阪市消防局と防災協議を行っています。			
防災設備	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	避難滑り台	なし	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
消防計画等	別途定める「ケアセンター水都ホーム消防防災計画」にのっとり、年3回（うち夜間想定1回）非難訓練を入所の方も参加して実施します。 カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			

入所・短期入所生活介護サービス

1 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休	窓口営業時間	午前9時～午後6時
ご予約の方法	短期入所、ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。		

2 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・栄養士のつくる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事をできるだけ離床して提供します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え、整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は月2回以上実施します。
機 能 訓 練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い身体機能の低下を防止するように努めます。
健 康 管 理	・嘱託医師により、週2回以上の診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合は、医師又は管理者の判断により協力医療機関等に迅速に引き継ぎますので、手続き等は緊急連絡先の方が行ってください。
入退所送迎	・ご希望の場合はご相談ください。(短期入所・介護予防短期入所のみ)
相談および援助	(相談窓口) 事務所生活相談員 ・退所時又は退所前の相談援助等必要な援助を行うよう誠意をもって可能な限り努めます。

(2) 介護保険給付外サービス

種 類	内 容
理 容 ・ 美 容	・利用者のご希望や必要に応じてご利用いただきます。
日常生活品の購入代行	・利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
金銭管理及び事務代行	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービス・各種事務代行をご利用いただけます。
特 別 な 食 事	・ご希望があればご相談ください。
特 別 な 送 迎	・ご希望があればご相談ください。(福祉タクシー等の紹介)
特 別 な 居 室	・ご希望があればご相談ください。
教養娯楽関係利用	・必要な教養娯楽設備を整え、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・クラブ活動(工作・読書クラブ等) ・喫茶コーナー(コーヒー・紅茶等)

(注) サービスご利用に際しては、お申し込みが必要です。

(3) 利用料 ※詳細は利用料明細をご覧ください。

種 類	利用料(1ヶ月あたり)	支払い方法
介護保険給付内サービス	1. 法定代理受領の場合 介護報酬告示上の額の施設サービス費の1割。 2. 法定代理受領でない場合 介護報酬告示上の額の施設サービス費。	前月利用料金の請求書を毎月郵送します。 請求書が届きましたら、1ヶ月以内に事務所窓口までご面会を兼ねてお支払においでください。
介護保険給付外サービス	食費、居住費* (短期入所・介護予防短期入所の場合は滞在費) にかかる額。 利用料明細に記載している額。 喫茶コーナー、売店等は実費相当額。	介護保険給付サービスと同様。 ただし退所の場合は退所当日のお支払となります。
*外泊・入院時における居住費は徴収しない。 当施設では、利用者に対し、連帯保証人を求めます。 連帯保証人の方は、利用者の当施設に対する一切の責務につき、連帯して履行の責任を負うことになります。		

3 当施設ご利用時のお願い（規律）

来訪・面会	面会時間（9時～18時）を遵守し、窓口の面会簿に記入してください。 面会時間以外の来訪は事前にお電話ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、所定の届出申出用紙に目的、行き先、帰宅時間等を記入し、事前に提出してください。無断での外出・外泊は禁止しております。
嘱託医師以外の医療機関の受診	利用中の医療機関への受診が必要な場合は、施設よりご連絡させていただきます。なお、その際の受診・入院等に関する手続きその他については利用者の連帯保証人が速やかに行ってください。
薬持込み	薬持込み時は、必ず主治医の紹介状をお持ちください。
身上変更の届出	入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者または生活相談員に届出なければなりません。
居室・設備器具の使用	室内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご使用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	飲酒・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
現金等の管理	利用者本人が管理できる程度でお持ちください。
宗教、政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動もしくは営利活動は固くお断りいたします。
衛生保持	入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
迷惑行為等	施設内での次の行為をしてはならない。 ・喧嘩、口論、騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。 ・金銭の貸し借りや、経済上の義務を伴う保証をしないこと。 ・男女間で性に関連した不純な直接行為は行わないこと。 ・施設内での秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。 ・無断で備品の位置、または形状を変えること。
その他	

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	ケアセンター水都ホーム
申請するサービス種類	指定介護老人福祉施設
措 置 の 概 要	
1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ・相談及び苦情に関する常設の窓口として、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設けている。 - また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なよう相談苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いている。 常設窓口 電話 06-6467-2929 FAX 06-6467-2922 苦情解決責任者： 浜崎 美和（施設長） 苦情受付担当者： 藤木 紗代子（相談員） 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 所在地 大阪府大阪市中央区船場中央3-1-7-331（船場センタービル7号館3階） 電話 06-6241-6310 FAX 06-6241-6608 受付時間 9:00～17:30（月～金） 大阪比花区保健福祉課（介護保険） 所在地 大阪府大阪市此花区春日出北1-8-4 電話 06-6466-9859 国民健康保険団体連合会 所在地 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号（中央大通FNビル内） 電話 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 9:00～17:00（月～金）	
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するよう状況の聞き取り等を実施し事情の確認を行う。 ・苦情受付担当者は、把握した状況を施設長とともに検討し対応を決定する。 ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、必ず利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。）	
3 匿名の苦情への対応を行うための処理体制・手順 意見箱・苦情箱等の設置 有 設置場所・設置箇所数 施設内各階・4箇所 対応結果の公表 有 公表方法：専用掲示板で公表 その他（処理体制等）施設長が加わった苦情処理委員会で対策検討	
4 その他参考事項 ・当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処する。 ・また、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪市の相談窓口の連絡先を掲示等により、利用者に周知している。	

身体拘束廃止に講ずる措置の概要

事業所名	ケアセンター 水都ホーム
申請するサービス種類	指定介護老人福祉施設
措置の概要	
社会福祉法人 芙蓉福祉会 ケアセンター 水都ホームでは、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の制限を行いません。	
I. 身体拘束廃止委員会の開催 1. 委員長：施設長 委員：運営委員。 2. 委員会の開催（月1回の開催）。 3. 検討内容（下記の内容を全て満たしているかを確認）。 ①切迫型・・・利用者本人又は、他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がないこと。 ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 ◎ 委員会において慎重に検討した結果、上記の要件を満たした「緊急やむを得ない場合」であることが判断された場合は施設長指示にもとづき下記の手続きに入る。	
II. 利用者、家族などへの説明 1. 連帯保証人に連絡し面接を行う。（記録1）身体拘束廃止委員会の協議に基づき「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にその内容を記載、その内容を看護主任・介護支援専門員が詳細に説明を行う。 ●定められた記録 ①「時間」・・・身体拘束を行った時間。 ②「状況」・・・利用者の心身の状況。 ③「理由」・・・緊急やむを得なかった理由。（別添で記録をとるとともに、本人又は連帯保証人に確認を行う。） 2. 連帯保証人の十分な理解と同意を得る。 3. これらの判断は、施設の介護者等が個人的に判断できるものではなく、施設長の指導のもとに施設全体として判断し、入所者本人や連帯保証人に十分な内容説明を行う等、身長に対応を行う。安易に「緊急やむを得ない」と判断するのではなく、どうすれば「身体拘束」を行わなくて済むのかを第1に考えていく。	
III. 拘束介助を目標に継続的にカンファレンスを行う。 身体的拘束・行動制限が行われている場合は解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的にカンファレンスを行う。	

虐待防止に講ずる措置の概要

事業所名	ケアセンター 水都ホーム
申請するサービス種類	指定介護老人福祉施設
措置の概要	
I. 社会福祉法人芙蓉福祉会 ケアセンター水都ホームでは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じるものとする。 1. 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施 2. 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備 3. その他、虐待防止のために必要な措置 ・虐待防止に関する責任者の選定を呼び設置 ・成年後見制度の利用支援 ・介護相談員の受け入れ II. 当施設はサービス提供中に、当施設または利用者家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。	

重要事項説明 年 月 日 令 和 年 月 日

重要事項説明者 氏 名 _____ 印

上記内容について、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年厚生省令第 39 号) 第 88 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 所在地 _____ 大阪府大阪市此花区西九条 1 丁目 1-2

法人名 _____ 社会福祉法人 芙蓉福祉会

施設名 _____ ケアセンター 水都ホーム

理事長 _____ 的 場 定 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____

連帯保証人 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____